



2024年5月1日

各 位

会社名 株式会社 東京 衡 機
代表者名 代表取締役社長 小塚 英一郎
(コード番号 7719 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理担当 伊集院 功
(TEL. 050-3529-6502)

連結計算書類および計算書類に関して限定付適正意見が表明されたこと
ならびに定時株主総会への計算書類承認議案の付議に関するお知らせ

当社は、会計監査人である監査法人アリアより、第118期(2024年2月期)の連結計算書類および計算書類について、会社法444条第4項および第436条第2項第1号の規定に基づく限定付適正意見が表明された監査報告書を受領いたしましたので、下記のとおり、定時株主総会への計算書類承認議案の付議に関する事項とあわせてお知らせいたします。

記

1. 監査およびレビューを実施した監査法人の名称
監査法人アリア

2. 監査報告書の内容

(1) 連結計算書類

監査法人アリアより受領した第118期(2024年2月期)の連結計算書類に係る限定付適正意見の根拠(原文抜粋)は以下のとおりであります。

(限定付適正意見の根拠)

追加情報(商事事業における不適切な売上高等の訂正)に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度に、第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引について第113期から第117期第2四半期までの不適切な会計処理を訂正した。

また、会社は、当連結会計年度に商事事業から撤退し、未回収となっている売掛金の回収を進めている。これらの結果、当連結会計年度の商事取引関連の長期営業債権は、359,121千円、貸倒引当金(固定資産)は、359,121千円、関連損益は、貸倒引当金戻入額(特別利益)158,922千円となっている。

当監査法人は前連結会計年度の監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、取引関係者から開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかった上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できなかった。当該監査範囲の制約は、現時点でも解消しておらず、商事取引関連の勘定残高について十分かつ適切な監査証拠を入手することができていない。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができていない。

この影響は、当連結会計年度の商事取引関連の上記の勘定科目に限定され、他の勘定科目には重要な影響を及ぼさないことから、連結計算書類全体に及ぼす影響は限定的であり、連結計算書類に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。このため、当監査法人は、当連結会計年度の連結計算書類について限定付適正意見を表明することとした。

(2) 計算書類

監査法人アリアより受領した第 118 期 (2024 年 2 月期) の計算書類に係る限定付適正意見の根拠 (原文抜粋) は以下のとおりであります。

(限定付適正意見の根拠)

追加情報 (商事事業における不適切な売上高等の訂正) に記載されているとおり、会社は、前事業年度に、第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引について第 113 期から第 117 期第 2 四半期までの不適切な会計処理を訂正した。また、会社は、当事業年度に商事事業から撤退し、未回収となっている売掛金の回収を進めている。これらの結果、当事業年度の商事取引関連の長期営業債権は、359,121 千円、貸倒引当金 (固定資産) は、359,121 千円、関連損益は、貸倒引当金戻入額 (特別利益) 158,922 千円となっている。

当監査法人は前事業年度の監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、取引関係者から開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかった上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できなかった。当該監査範囲の制約は、現時点でも解消しておらず、商事取引関連の勘定残高について十分かつ適切な監査証拠を入手することができていない。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができていない。

この影響は、当事業年度の商事取引関連の上記の勘定科目に限定され、他の勘定科目には重要な影響を及ぼさないことから、計算書類等全体に及ぼす影響は限定的であり、計算書類等に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。このため、当監査法人は、当事業年度の計算書類等について限定付適正意見を表明することとした。

3. 監査報告書の受領日

2024 年 4 月 30 日

4. 定時株主総会への計算書類承認議案の付議について

当社は、上記のとおり第 118 期の計算書類について限定付適正意見の監査報告書を受領したことから、会社法第 438 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 5 月 30 日開催予定の第 118 回定時株主総会に計算書類承認の件を諮る予定であります。

また、当社は、第 117 期の計算書類についても会計監査人の限定付適正意見の監査報告書を受領しておりましたが、2023 年 5 月 25 日開催の定時株主総会において決議事項として承認を諮るのではなく報告事項として報告しておりましたので、誤った手続きとなったことをお詫びするとともに、第 118 回定時株主総会にて第 118 期の計算書類と併せて承認を諮る予定であります。

5. 今後の対応

当社は、上記の限定付適正意見が表明された監査報告書を受領するに至った事実および第 117 期の計算書類承認議案を定時株主総会に付議していなかったことを重く受け止め、再発防止に向けた取組みを行うとともに、今後も引き続き会計監査人の監査に協力してまいります。

株主の皆様をはじめ投資家、市場関係者の皆様ならびにお取引先様その他すべてのステークホルダーの皆様にご多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以上